

重要事項説明書

1 法人及び施設の概要

(1) 法人の名称等

法人名 独立行政法人地域医療機能推進機構

代表者 理事長 山本 修一

所在地 東京都港区高輪3丁目22番12号

電話番号 03-5791-8220

ファックス 03-5791-8258

(2) 事業所の名称等

施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京城東病院附属介護老人保健施設

開設年月日 平成26年4月1日

所在地 東京都江東区亀戸9-13-1

電話番号 03-3637-2911

ファックス 03-3637-2910

管理者 施設長 中馬 敦

介護保険指定番号 介護老人保健施設(第1357080286号)

2 施設の概要

敷地面積 5,761.72 m² (附属 東京城東病院と共有)

建物構造 RC造 地下1階・地上5階

療養室面積 1人室 10.39 m²~17.58 m²

2人室 21.64 m²~22.83 m²

4人室 33.90 m²~34.58 m²

主な居室面積

機能訓練室 121.69 m²

談話室 24.38 m²

居宅デイ・ルーム 103.28 m²~106.81 m²

通所デイ・ルーム 52.55 m²

通所レクリエーションルーム 64.27 m²

3 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のサービスを提供し、在宅ケア

を支援することを目的とした施設です。

4 東京城東病院附属介護老人保健施設の運営方針

- (1) 当施設は、介護保険法に基づき利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスの提供に努めます。
- (2) 当施設は、施設介護計画に基づき病院附属の機能を十分に活用し、医療、看護、介護により利用者が自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、居宅における家族との生活への復帰を目指します。
- (3) 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を醸成し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村をはじめ各サービス機関と密接に連携をとり、より良いサービスの提供に努めます。

5 施設の職員体制

(1) 入所・短期入所

職種	常勤	夜間	主な業務内容
医師	1 名以上	病院当直医	診断、治療等
薬剤師	0.3 名以上		薬の調剤等
支援相談員	1 名以上		入退所の相談、指導等
介護支援専門員	1 名以上		施設サービス計画の作成
看護職員	3 4 名以上	1 名	看護全般、生活援助等
介護職員		4 名	医学的管理下の介護、生活援助等
理学療法士等	2.4 名以上		運動療法の計画、実施、評価等
管理栄養士	1 名以上		献立作成、栄養価計算、栄養指導等、 栄養アセスメント等

(2) 通所

職種	常勤	主な業務内容
医師	0.2 名以上	診断、治療等
支援相談員	1 名以上	通所サービス利用の相談、指導等
看護職員	0.5 名以上	看護全般、生活援助等
介護職員	3 名以上	医学的管理下の介護、生活援助等
理学療法士等	0.5 名以上	運動療法の計画、実施、評価等

6 定員等

(1) 入所定員 1 0 0 名

療養室数 ①個室 1 0 室、②2 人室 3 室、③4 人室 2 1 室

(2) 通所定員 4 0 名

7 サービス内容

(1) 入所サービスの場合（短期・予防短期含む）

- ① 施設サービス・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・介護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ リハビリテーション（マネジメント、短期集中個別リハビリ、認知症短期集中リハビリ）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ レクリエーション
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 美容サービス（原則毎月第1木曜日・第2金曜日・第4月曜日の9時30分より営業します。）
- ⑪ サービス提供強化体制（介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上。）
- ⑫ 夜勤体制（夜間における手厚い職員配置20：1以上。）
- ⑬ 短期入所の送迎範囲は、通所リハビリテーションに準じます。
ご家族が送迎される場合は、この限りではありません。

（2）通所リハビリテーションの場合（予防介護含む）

- ① 営業日：月～金の営業 9時から17時（送迎体制あり）
- ② 休業日：土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ サービス提供範囲：
 - 1）江東区 亀戸
 - 2）江東区 大島
 - 3）江東区 東砂
 - 4）江戸川区 小松川
 - 5）江戸川区 平井
- ④ 加算等：通所リハビリテーション（6時間以上7時間未満）
 - ・短期集中個別リハビリ・認知症短期集中リハビリ・生活行為向上・入浴介助・栄養改善・サービス提供強化体制（介護職員総数のうち介護福祉士が50%以上）・中重度ケア体制・重度療養管理・若年性認知症利用者受入・口腔機能向上・理学療法士等体制強化・社会参加支援、リハビリマネジメント
- ⑤ レクリエーション（季節行事あり）
- ⑥ 医師・看護師による医学的管理・看護・健康観察
- ⑦ 食事

8 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京城東病院

東京都江東区亀戸 9-13-1

社会医療法人社団順江会 江東病院

東京都江東区大島 6-8-5

(2) 協力歯科医療機関

土井歯科医院

千葉県市川市堀之内 3 丁目 4-10 ウェルストン市川 101

(3) 緊急時の連絡

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

9 施設利用に当たっての留意事項

(1) 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

(2) 面会時間（入所）

10時～16時30分までとします（受付は16時まで）。

(3) 消灯時間（入所）

21時とします。

(4) 外出・外泊（入所）

外出・外泊届を提出し許可を得てください。

外出・外泊中に体調の変化が生じた場合は、直ちに当施設に連絡してください。

外出・外泊中は無断で受診しないでください。

(5) 飲酒、喫煙

禁止します。

(6) 所持品、備品等の持ち込み

電気製品、食べ物、飲み物等の持ち込みは禁止します。ただし、特別に必要な物品等については協議の上とします。

(7) 金銭、貴重品の持ち込み

禁止します。やむを得ず持ち込む場合は必要額及び必要物品とし、持ち込まれた金銭・貴重品の紛失や破損については、一切責任を負わないものとします。

(8) 洗濯

ご家族の方にお持ち帰りいただきます。洗濯サービスもあります。

(9) 宗教の勧誘

禁止します。

(10) ペットの持ち込み

禁止します。

10 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報告設備、非常放送設備、誘導灯設備、非常通報設備、受変電設備

防災訓練：年2回

11 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はお断りします。

12 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

13 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話03-3637-2911 受付時間 平日 9:00~17:00)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、ロビーに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、当施設以外に市区町村の窓口等に申し出ることができます。

・江東区役所 介護保険課在宅支援係介護サービス利用相談

(電話03-3647-4319)

・江戸川区役所 福祉部介護保険課事業者調整係

(電話03-5662-0032)

・墨田区役所 介護保険課給付・事業者担当

(電話03-5608-6544)

・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

(電話03-6238-0177)

14 福祉サービスの第三者評価について

実施状況：あり

実施日：平成29年3月7日

評価機関名称：株式会社医療福祉研究所

結果の開示：あり（とうきょう福祉ナビゲーション）

15 その他

当施設についてのご不明な点は、施設担当者におたずねください。

16 利用料金

- (1) 基本料金 (ここでは、自己負担割合 1 割の場合を記載しています。2 割及び 3 割の方は巻末の利用料及びその他費用の額をご確認ください)

施設利用料(介護保険制度では、従来型個室を利用した場合と多床室(2 人室・4 人室)を利用した場合とでは、利用料が異なり、また、要介護認定による要介護の程度によっても利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。)

(東京都江東区は特別区に区分されており、10.9 を乗じた額が単価となっています。)

◇ 従来型個室：在宅強化型 介護保健施設サービス費 (ii)

- ・要介護 1 859 円/日
- ・要介護 2 941 円/日
- ・要介護 3 1,012 円/日
- ・要介護 4 1,074 円/日
- ・要介護 5 1,134 円/日

◇ 多床室：在宅強化型 介護保健施設サービス費 (iv)

- ・要介護 1 949 円/日
- ・要介護 2 1,032 円/日
- ・要介護 3 1,105 円/日
- ・要介護 4 1,169 円/日
- ・要介護 5 1,226 円/日

(2) 加算

* 夜勤職員配置加算

夜間における手厚い職員配置に対し 1 日につき 27 円加算されます。

* 短期集中リハビリテーション加算(I)

入所の日から起算して 3 月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施し、かつ原則として入所時及び 1 月に 1 回以上 ADL 等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合、1 日につき 281 円が加算されます。

* 短期集中リハビリテーション加算(II)

入所の日から起算して 3 月以内の期間に集中的にリハビリテーション実施した際、1 日につき 218 円が加算されます。

* 認知症短期集中リハビリテーション加算 (I)

入所者が退所後生活する居宅または施設を訪問し、生活環境を踏まえた計画を作成し、医師から認知症と判断された方で入所の日から起算して 3 月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合には、1 週に 3 日を限度として 1 日につき 262 円が加算されます。

* 認知症短期集中リハビリテーション加算 (II)

医師から認知症と判断された方で入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合には、1週に3日を限度として1日につき131円が加算されます。

*** 認知症ケア加算**

日常生活自立度ランクⅢ以上で、介護を必要とする認知症入所者にサービスを行った場合、1日83円加算されます。

*** 若年性認知症入所者受入加算**

若年性認知症の方に対して介護保険施設サービスを行った場合1日131円加算されます。

*** 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ**

在宅復帰・在宅療養支援等指標において、評価項目に応じた値の和が40以上の場合に、1日につき56円加算されます。

*** 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ**

在宅復帰・在宅療養支援等指標において、評価項目に応じた値の和が70以上の場合に、1日につき56円加算されます。

*** 外泊時費用**

外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて395円となります。

*** 外泊時在宅サービス利用費用**

入所者が居宅に外泊し、当施設より提供される在宅サービスを利用した場合には、月6日を限度として、1日あたり、872円を算定します。

*** ターミナルケア加算**

医師に回復の見込みがないと診断された入所者に対し、医師・看護師・介護職員等が共同して入所者の状態又は家族の求め等に応じたターミナルケアが実施された場合に、死亡日以前31～45日以下は79円、4～30日は174円、死亡日以前2～3日は992円、死亡日は2,071円が加算されます。

*** 初期加算（Ⅰ）**

施設の空床状況について、地域医療情報連携ネットワークにて地域の医療機関と定期的に情報共有している又は施設のウェブサイト定期的に公表し複数医療機関の入退院支援部門について定期的に情報共有している場合、医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所後30日に限って、施設利用料に1日65円加算されます。

*** 初期加算（Ⅱ）**

入所後30日に限って、施設利用料に1日33円加算されます。

*** 退所時栄養情報連携加算**

厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が対象。

※医師の発行する食事箋に基づく栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者の為の流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食。

管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該の栄養管理に関する情報を提供する。

1月に1回を限度として所定単位数を算定する。

***再入所時栄養連携加算**

入所者が、医療機関に入院し、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設と病院の管理栄養士が調整を図った場合、1回に限り、218円が加算されます。

***入所前後訪問指導加算**

入所予定日前30日以内または入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合次の区分に応じて加算されます。

(Ⅰ):退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合 491円。

(Ⅱ):退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 523円。

***試行的退所時情報提供加算**

試行的に退所に先立って退所後生活する居宅を訪問し、退所後の療養上の指導を受けた場合、入所中1回、436円加算されます。

***退所時情報提供加算(Ⅰ)**

居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活暦等を示す情報を提供した場合に一人につき1回限り 545円加算されます。

***退所時情報提供加算(Ⅱ)**

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活暦等を示す情報を提供した場合、入所者等の一人につき1回限り 273円加算されます。

***入退所前連携加算(Ⅰ)**

入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、退所後のサービスの利用方針を定めること。

入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、退所に先立って文書を添えて必要な情報を提供し、連携調整を図った場合は、654円。

***入退所前連携加算(Ⅱ)**

入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、退所に先立って文書を添えて必要な情報を提供し、連携調整を図った場合 436円。

***訪問看護指示書**

退所時に医師が訪問看護の指示書を交付した場合に 327円加算されます。

***協力医療機関連携加算(1)**

①入所者等の病状が急変した場合において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。

②高齢者施設等からの診療のもとめがあった場合、診療を行う体制を常時確保している。

③入所者等の病状が急変した場合に、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。①～③を満たす場合に、109円(2024年度中)算定する。

***栄養マネジメント強化加算**

入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、として、1日あたり、12円加算され

ます。

***経口移行加算**

経管栄養の入所者に、経口摂取を進めるための医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に
180日を限度として1日31円加算されます。

***経口維持加算Ⅰ**

現に経口により食事を摂取するものであって、摂食機能障害や誤嚥を有する人に対して、医師の指示に基づき医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等が共同して、食事の観察及び会議などを行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合、6月以内を限度として1月436円加算されます。

***経口維持加算Ⅱ**

上記経口維持加算の会議及び観察に歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合、(Ⅰ)に加えて1月に109円算定。

***口腔衛生管理加算(Ⅰ)**

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術助言・指導に基づき口腔衛生について管理計画され、歯科衛生士による口腔衛生管理を月に2回以上実施している場合、月に98円加算します。

***口腔衛生管理加算(Ⅱ)**

上記に加え、その厚生労働省に情報提供し、情報活用をしている場合、月に120円加算します。

***療養食加算**

療養食が必要な場合は1食につき7円が1日3回を限度として加算されます。

***かかりつけ医連携調整加算**

かかりつけ医と老健施設医が、連携して、処方薬減薬に取り組み、厚生労働省に情報提供し、情報活用できた場合には1回につき(Ⅰ)イ153円、(Ⅰ)ロ76円(Ⅱ)262円
減薬に至った場合は、さらに(Ⅲ)109円が加算されます。

***緊急時治療管理**

緊急治療管理を受けた場合は、月3日を限度に1日につき565円加算されます。

***特定治療**

高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に医科点数表による算定となります。

***所定疾患施設療養費**

肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全について検査、投薬等を行った場合、(Ⅰ)1回につき261円が連続する1月あたり7日間を限度として加算されます。(Ⅱ)1回につき523円が連続する1月あたり10日間を限度として加算されます。

***認知症専門ケア加算Ⅰ**

厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合に区分に従い1日3円加算されます。

***認知症専門ケア加算Ⅱ**

厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合に区分に従い1日4円加算されます。

*** 認知症専門チームケア推進加算Ⅰ**

専門的な研修を修了した者等を1名以上配置し、チームで認知症対応を実施した場合1回164円

*** 認知症専門チームケア推進加算Ⅱ**

専門的な研修を修了した者等を含めチームで認知症対応を実施した場合1回131円

*** 認知症行動・心理症状緊急対応加算**

医師が、認知症の症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急入所が必要となった方に対して7日を限度に1日218円加算されます。

*** リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として、**

医師や、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が実施計画書をご本人や家族に説明し、厚生労働省に情報提供し、情報活用している場合には1月あたり（Ⅰ）58円、（Ⅱ）36円が加算されます。

*** 褥瘡マネジメント加算**

対象となる入所者の褥瘡発生を予防する為に、定期的な評価・計画的な管理をした場合3月に1回を限度として、1月あたり（Ⅰ）3円が加算されます。また、実際に褥瘡発生は無かった場合は、（Ⅱ）14円が加算されます。

*** 排泄支援加算**

排泄に介護を要する入所者に対して、他職種が協働して、支援計画の作成及び厚生労働省に情報提供し、情報活用されている場合は、（Ⅰ）1日あたり、11円が加算されます。また、状態改善が改善・おむつ使用の改善等が見られた場合は、さらに（Ⅱ）1日あたり16円、（Ⅲ）1日あたり22円、が加算されます。

*** 自立支援加算**

自立支援に向けた支援計画を各職種が連携して策定し、厚生労働省に情報提供し、情報活用されている場合は、1月あたり、327円を加算します。

*** 科学的介護推進体制加算**

心身状況や、疾病、服薬の情報などを厚生労働省に情報提供し、情報活用されている場合には、（Ⅰ）1日あたり、44円。（Ⅱ）1日あたり、66円を加算します。

*** 安全対策体制加算**

外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されて、いる場合は、入所時に22円加算されます。

*** 高齢者施設等感染対策向上力加算**

新興感染症の対応を行う医療機関と連携した上で、当該医療機関等が行う院内感染対策に掛かる研修又は訓練に年に1回以上参加している場合（Ⅰ）、1月につき11円。

感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上の感染制御等の実地指導を受けている場合（Ⅱ）、1月につき6円加算されます。

*** 新興感染症等施設療養費**

第二種協定指定医療機関との連携を行うことを高齢者施設等の運営基準において努力義務化している場合に、1月につき5日を限度、262円加算されます。

＊生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、データにより業務改善の取り組みによる効果が確認されたこと。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・職員間の適切な役割分担の取り組みを行っていること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと。

上記のような取り組みについて、1月あたり109円加算されます。

＊生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと。

上記のような取り組みについて、1月あたり11円加算されます。

＊サービス提供体制加算

厚生労働大臣が定める介護福祉士の配置基準を満たす場合、7～24円の加算が算定されます。

＊介護職員処遇改善加算

1月あたりの総単位数に2.3～7.5%を乗じて算定致します。

（3）その他の料金

①食費（1日当たり） 1,846円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②居住費（療養室の利用費） 個室 1,785円

多床室 768円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

※上記の①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額をご覧ください。

③特別室利用料金（1日当たり） 5,500円（税込）

個室A：（1日当たり） 3,300円（税込）

個室B：（1日当たり） 2,200円（税込）

2人室：（1日当たり） 1,650円（税込）

④持込器具電気代（1日あたり） 33円（税込）

⑤美容代 2,500円（税込）

⑥文書料（通）

検査・診断料 検査代実費 円

各種証明料 2,200円（税込）

⑦予防接種料

希望によりインフルエンザ等予防接種をしたときは実費をいただきます。

（４）支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、利用者は、その月の末日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、口座振替となります。通帳の記載を持って領収証の代わりといたします。口座振替の手数料は利用者負担でお願いします。
- ・領収証の発行を希望される場合は、別途お申してください。
- ・口座振替の手続きが完了するまでは、銀行振り込みでお支払いいただくこととなります。銀行発行の振り込み受領書をもって領収書に代えさせていただきます。なお、銀行振込の際の振込手数料は、利用者負担でお願いします。

（５）高額介護サービス費の制度について

月額で一定金額を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻される制度がありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

17 身体的拘束等の適正化のための取組み

当事業所は、利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為は行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きを経たうえで身体等の拘束を行うものとします。

利用者に対する身体的拘束適正化のため、以下の措置を講じます。

- （１）身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- （２）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1か月に1回以上開催
- （３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

以上

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市区町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市区町村に申請し、市区町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が年額 8 0 万円以下の方。預金資産要件単身で 6 5 0 万円以下。
 - 【利用者負担第 3 段階】
 - ①所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が、年額 8 0 万円超 1 2 0 万円以下の方。預金資産要件単身で 5 5 0 万円以下。
 - ②所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が、年額 1 2 0 万円超の方。預金資産要件単身で 5 0 0 万円以下。
- 夫婦世帯の場合は、預貯金等 1, 0 0 0 万円が上乗せされます。
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市区町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市区町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）（R6. 8. 1 現在）

	食 費	居住費：利用する療養室のタイプ	
		個 室	2 人室・ 4 人室
利用者負担第 1 段階	3 0 0 円	5 5 0 円	0 円
利用者負担第 2 段階	3 9 0 円		4 3 0 円
利用者負担第 3 段階①	6 5 0 円	1, 3 7 0 円	4 3 0 円
利用者負担第 3 段階②	1, 3 6 0 円	1, 3 7 0 円	4 3 0 円